

平成 31 年度 第 1 回三和区地域協議会次第

日時:平成 31 年 4 月 25 日(木)
午後 4 時 30 分から
場所:三和コミュニティプラザ
2階 会議室 1

1 開 会

2 会長挨拶

3 所長新任のあいさつ

4 議 題

(1) 平成 31 年度地域活動支援事業の審査日程について 資料No.1

(2) その他

- ・平成 30 年度地域活動支援事業のアフターフォローについて 資料No.2
- ・上越市地区（三和区）公共交通懇話会委員の推薦について 資料No.3

5 その他

- ・次回（第 2 回地域協議会）の開催日について

日 時 平成 31 年 5 月 16 日（木） 午後 3 時 00 分～

会 場 三和コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

6 閉 会

平成31年度 地域活動支援事業審査日程(案)

項 目	平成31年度	平成30年度	平成29年度
①提案事業の募集期間	4月 1日(月)～19日(金)	4月 2日 (月) ～20日 (金)	4月 3日 (月) ～28日 (金)
②提案書の配付	4月22日(月)	4月23日 (月)	5月 2日 (火)
③質問の提出期限	4月26日(金)	5月 1日 (火)	5月 9日 (火)
提案団体に質問事項の送付	5月 8日(水)	5月 2日 (水)	5月11日 (木)
④地域協議会の開催 提案事業のプレゼン(ヒアリング)	5月16日(木) ※午後3時～	5月11日 (金) ※午後3時～	5月25日 (木) ※午後3時～
⑤地域協議会の開催(審査)	5月16日(木) ※プレゼン終了後	5月11日 (金) ※プレゼン終了後	5月25日 (木) ※プレゼン終了後
⑥採択通知(市)	5月22日(水)	5月16日 (水)	5月29日

平成30年度 三和区地域活動支援事業実施概要

資料No.2

No	事業の名称	団体等の名称	採択額(単位:千円)		事業内容の概要	実績額(単位:千円)	
			事業費	補助金交付決定額		事業費	補助金確定額
1	小・中学生が「三和を愛する心を育む」ための事業	三和の子どもを「共に」育てる会	320	320	「同和教育」などの講演会の開催や、さんわ祭りの取組を通じ、児童・生徒の豊かな心を育み地域とのつながりを深めることにより、将来の地域社会を担う人材育成に寄与する。	320	320
2	より深く三和を理解する事業	三和まなびの会	101	101	講師を招いての現地研修会や講演会を開催し、現状を知り知識を深めるとともに、若い人の関心の喚起につなげる。	106	101
3	井ノ口競馬大会 第二回優勝旗保存事業	井ノ口町内会	290	290	寄贈された歴史的資産である優勝旗や写真等を保存・展示することにより多くの人に見てもらい、後世に語り継いでいく。	290	290
4	里公小学校区マーチングDEみんな元気！事業	里公小学校後援会	592	590	マーチングバンドのユニフォーム等を更新し、児童の演奏意欲を高めるとともに、演奏を披露することで地域との交流を深め活性化に資する。	592	590
5	大間城文化財史跡保存事業	北代自治会	140	140	傷みが激しい案内看板を修繕し、訪れる人の安全と、関係行事をとおして歴史的史跡を周知し、地域の活性化を図る。	141	140
6	住民の豊かな空間を創造する事業	NPO法人さんわスポーツクラブ	90	90	多くの方が気軽に体験できる機会(教室)を準備することにより、生活を豊かにし、健全育成、健康増進を図る。	90	90
7	三和の子どもたちが野球を続けていくための備品整備事業	NPO法人さんわスポーツクラブ	1,049	1,049	硬式野球に早く親しむ環境を整えることで、身体づくりやスポーツ活動の継続を支援し、生徒の健全育成、健康増進を図る。	1,050	1,049
8	三和の子どもたちの健やかな成長を支援するための事業	NPO法人さんわスポーツクラブ	1,872	1,263	運動部で活動する中学生に対して効果的な運動や栄養などの専門的な学びの機会を提供するとともに、休日等の部活動に地域の指導者を派遣し部活動を支援し、地域とのかかわりを深めるとともに、教職員の負担軽減を図る。	1,184	1,017
9	三和婚活支援事業	地域を大切にする会	482	302	男女の出会いのきっかけを創出するため婚活パーティーを開催し、支援することで、定住人口の増加を図る。	438	302
10	高齢者健康増進事業	三和区老人クラブ連合会	144	142	輪投げ用具を購入し多世代にわたる交流会を企画することで、高齢者の生きがいづくりや健康増進、地域活性化に資する。	143	142
11	高齢者いきがい支援事業(ときめき広場)	三和区老人クラブ連合会	219	200	音楽療法士による講演会を開催し高齢者の生きがいづくり、絆づくり、健康増進を図る。	215	200
12	歴史的文化財保存事業	三和区老人クラブ連合会	437	430	老連旗等の購入により各大会における参加者の士気高め、参加意欲の向上を図る。	431	430
追-1(13)	小・中学生が「三和を愛する心を育む」ための事業	三和の子どもを「共に」育てる会	340	340	写真による「三和の良さ、魅力再発見」や、充実した活動を行っている中学校との交流会を開催し、未来を担う子供たちに「ふるさと三和を愛する心」や「地域のために頑張ろうとする思い」を育む。	340	340
追-2(14)	子どもの健全育成を図り、地域住民のスポーツへの関心を高める事業	美守小学校後援会	286	280	運動会競技用具やグラウンド整備用具を購入し、地域住民及び児童の体力向上を図り、地域一体感を喚起する。	287	280
追-3(15)	「タ日コンサートうえずぎ」を通じた地域とふれあう事業	上杉小学校後援会	297	296	楽器等を購入し、地域住民及び児童の演奏の幅を広げ、発表意欲を喚起させる。また、児童が演奏をとおし交流することで、地域活性化に寄与する。	297	296
配分額(単位:千円)	6,100	差引	6,659	5,833		5,924	5,587

三和区地域協議会委員による「アフターフォロー」結果						
アフターフォロー担当者	調査日時	事業実施結果または成果	事業終了後における事業継続性、自立性及び発展性	備品購入	総合評価	
松井会長 小林委員	平成31年2月19日 10:00～10:30	○	○	—	○中学3年間、地域住民と共に学ぶことで、地域への思いが育まれていることは評価できる。 ●今後、「育てる会」の役員が代わってもスムーズに事業が継続されることを望む。	
金井副会長 高橋委員	平成30年10月30日 9:00～9:45	○	○	—	○三和まなびの会の取組が着実に広がり目的とする効果が現れつつある。 ●今後は、三和区のあらゆる団体との交流、連携が一番のキーワードになり、地域づくりの中心となるべく三和区地域振興会の役割が求められる。その中から今後の三和まなびのあるべき姿が見えてくると思う。	
飯田委員 渡邊委員	平成30年9月30日 11:00～11:30	○	○	○	○会館内にしっかり設置してあり保管状態は良好。 ○劣化防止用のカーテンも取り付けてあり、取り外しも容易な作りになっており良好だと思います。 ●今後の活用期待したい。	
江口一秋委員 宮沢委員	平成31年2月25日 15:30～16:10	○	○	○	○機器等購入品の確認を行った。後援会と支援事業の識別がされ管理されていた。 ○三和区の行事に参加したことで児童の地域への意識向上の場となったことは評価できる。 ●今後も、マーチングバンドを通じて地域貢献活動を期待している。	
小林委員 森委員	平成30年9月20日 13:15～13:45	○	○	—	○報告書のとおりであり、観光客が安心して位置確認ができることは良いと思った。 ○初めて訪ねた人には、入口に設置されていた方がPRにもなり、わかりやすいのではないかと思われた。	
江口 晃委員 松井隆夫委員	平成30年10月9日 9:30～10:30	○	○	—	○茶道教室は参加者が少なく継続性はなしと判断したが、ストリートダンスは参加者が多く固定化できた。 ●参加者募集に関して収支のバランスを考慮した取り組みが必要ではないかと意見交換した。 ●放課後児童クラブの子ども達を対象としたクラブ活動ができるよう関係機関と連携をとり検討することを要望した。 ●地域活動支援事業活動報告会でストリートダンスに参加している子ども達から活動成果を確認する場を設けるべきだと思う。	
高橋委員 丸山委員	平成30年10月31日 13:30～14:00	○	○	○	○妙高市クラブとの交流試合も行われ、新たな地域との結びつきが期待できる。 ●本クラブの充実を計るために数多くの体験の場、広報呼びかけを行わなければならない。	
田辺委員 小林委員	平成31年4月12日 9:00～9:40	○	○	—	○行事やインフルエンザの流行により、計画どおり指導者派遣が出来なかったことは残念である。 ●学校、行政等関係者と連携を取りながら、子ども達により良い活動となることを望む。	
星野委員 田辺委員	平成30年12月27日 16:30～17:00	○	○	—	○男女の出会いの場を提供し3年継続の事業であり、それなりに結果が実を結んでいると思われる。 ●三和地区の男女の参加が少ないように思われるため、隣接する各区との支援事業として交流があってもよいのではないかと感じた。 ●継続し実施してほしい事業である。	
松井隆夫委員 高橋委員	平成30年12月26日 10:00～11:00	○	○	○	○輪投げ大会、いきいきスポーツ大会において、大勢の参加者があり、輪投げ台が大いに活用された。その後においても、各町内会単位クラブ、青少年育成会議等頻繁に貸出しされ、利用されている。地域活動支援事業に相応しい事業であると思われる。 ●輪投げ台を通じて、今後区内の小・中学生との連携や今まで以上に交流を深め、地域の活力を生み出す役割に当たっていただきたい。 ●適正に管理されていたが貸出しの際に「使用上の注意」を明記されると良いと思われた。	
丸山委員 江口 晃委員	平成31年4月8日 16:00～16:50	○	○	—	○参加者の心と体の機能向上、仲間意識向上が感じられた。 ●継続開催、さらなる発展を望む。	
宮沢委員 星野委員	平成30年12月26日 16:30～17:00	○	○	○	○老人クラブ連合会1000人以上の人々の意識・仲間意識向上に役立っている。 ○チェック項目はすべて妥当であると判断する。(現品、添付書類等により確認) ●老人クラブ連合会の今後の活動に、地域活動支援事業の活用をお願いする。	
森委員 松井会長	平成31年2月19日 10:30～11:00	○	○	○	○三和コミプラ以外でも展示されたことを評価したい。 ●展示結果を大学ノートに記録されてはどうか。	
渡邊委員 江口一秋委員	平成31年2月5日 15:30～16:30	○	○	○	○購入備品の確認。備品は、後援会と活動支援事業の識別がされ管理保管されていることを確認した。 ○児童の体力向上やコミュニケーションの場となっていることは、評価できる。 ○用具の貸し出しにより地域の方も喜んで活動に参加している。 ●今後も一継続されることに期待する。	
金井副会長 飯田委員	平成31年3月11日 14:00～14:30	○	○	○	○楽器の新調を機に、多くの皆さんからコンサートへの参加意識が高まっている。 ○発表の場を変えながら、更なる活動の幅を広げていく工夫や盛り上がりを感じた。	

◎平成30年度三和区配分額:6,100千円 採択額:15事業 5,833千円 配分残額:267千円

- 当初募集 提案:14事業 採択:12事業 採択額:4,917千円
- 2次募集 提案:2事業 採択:2事業 採択額:620千円
- 3次募集 提案:1事業 採択:1事業 採択額:296千円

平成 31 年 4 月 15 日

三和区地域協議会長 様

三和区総合事務所長
(総務・地域振興グループ)

上越市地区（三和区）公共交通懇話会委員の推薦について（依頼）

陽春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

表題の件について、市（三和区）では、地区公共交通懇話会を設置し、地域における最適な公共交通のあり方について検討を行い、公共交通の活性化及び再生のため主体的に取り組んでおります。

三和区の懇話会を構成するにあたり区内に居住する人として、貴団体より 1 名の方から委員に就いていただいております。

つきましては、平成 31 年度の地区（三和区）公共交通懇話会委員の推薦をお願い申し上げます。

なお、ご参考までに上越市地区公共交通懇話会会則を添付します。

記

○推薦をお願いする人数 1 名

○推薦書提出期限 4 月 26 日(金) (電話連絡可)

○参考

平成 30 年度に貴団体から就任をいただいた委員
松井 孝 様

お問合せ・連絡先

〒943-0316 上越市三和区井ノ口 444 番地
三和区総合事務所 総務・地域振興グループ
担当：飯田、池田
Tel 025-532-2323 fax 025-532-2623

上越市地区公共交通懇話会会則

(目的)

第1条 上越市地区公共交通懇話会（以下「懇話会」という。）は、地域における最適な公共交通のあり方について検討を行い、公共交通の活性化及び再生のため主体的に取り組み、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 懇話会は、上越市地域自治区の設置に関する条例（平成20年上越市条例第1号）第2条の表に掲げる区域その他市内の一定区域に設置することができる。

(所掌事項)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項を協議し、関係機関に提案するものとする。

- (1) 上越市総合公共交通計画（平成27年3月作成。）に掲げる目標を達成するために行う施策のうち、懇話会を設置する区域に関する事項
- (2) その他懇話会が必要と認める事項

(組織)

第4条 懇話会は、次に掲げる16人以内の委員をもって組織する。

- (1) 懇話会を設置する区域に住所を有する人
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する人
- (3) その他懇話会が必要と認める人

(会長)

第5条 懇話会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 懇話会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 懇話会の事務局は、懇話会が置かれる区域を所管する事務所その他懇話会が指定する場所に置く。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮り定める。

附 則

この会則は、平成20年7月17日から施行する。

この会則は、平成27年4月27日から施行する。